

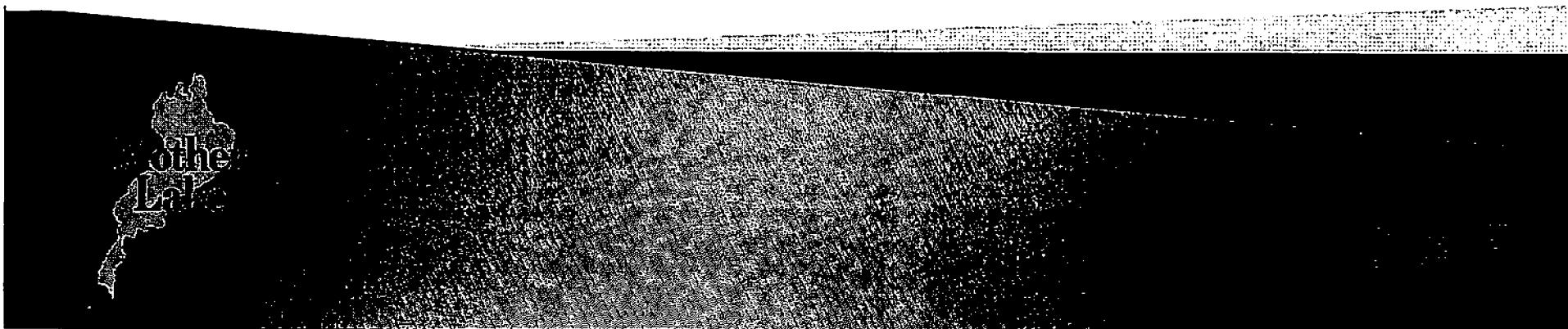
平成27年度 滋賀県の中小企業・ 小規模事業者支援施策について

地方創生特別委員会資料2-3
平成27年（2015年）7月13日
商工観光労働部中小企業支援課



滋賀の“ちいさな企業”応援月間
～地域で活躍する小規模事業者を中心とした中小企販を応援します！～

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課

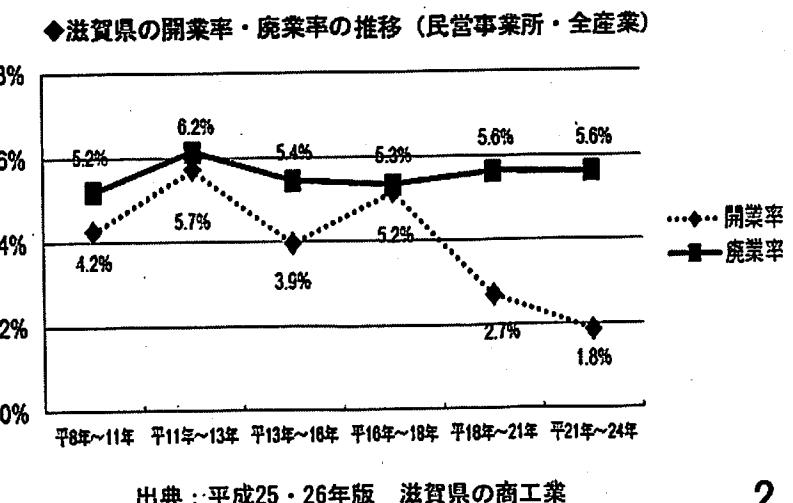
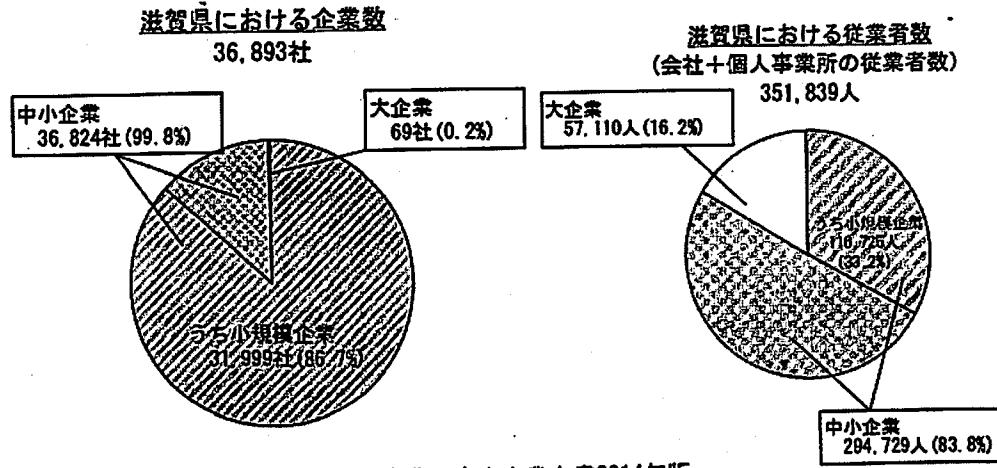


滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例制定の背景

- 本県の“中小企業”的数は、県内企業の99.8%、従業者数も全体の80%以上を占める。
- 中小企業は、地域の経済や社会の“担い手”として、生産や消費活動、さらには雇用や地域づくりなどの面でも大変重要な役割を果たしており、滋賀の経済や社会が今後も持続的に発展していくためには、その主役である中小企業の活性化が不可欠。
- このようなことから、中小企業の活性化を推進するため、平成24年12月28日に「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定し、平成25年4月1日から施行。

中小企業を取り巻く厳しい環境

- 人口減少や少子高齢化
- ライフスタイルや意識の変化
- アジア等の新興国の台頭
- 自然災害などに対する危機管理の必要性



条例の特徴 1 責務、役割等

中小企業を地域の経済や社会の主役と捉え、その活性化に取り組むことを県の責務として位置づけたうえで、関係者が連携して中小企業の活性化を支援

県の責務

- 中小企業の活性化に関する施策を総合的に策定、実施
- 中小企業者、関係団体等、国、市町等と連携し、情報提供、支援等を実施

中小企業者の努力

- 自主的・自立的に経営の向上と改善
- 地域の経済および社会に貢献



中小企業に関係する団体の役割

- 積極的な支援および協力

大企業者の役割

- 中小企業者との取引の拡充、研究開発に対する支援、商工団体への加入等

大学その他の教育研究機関の役割

- 研究開発、新事業創出、人材確保・育成への支援等

金融機関の役割

- 資金需要に適切に対応、経営改善への支援等

県民の役割

- 中小企業の活性化への関心と理解、中小企業者が供給する物品の購入等

条例の特徴2 施策の基本

3つの基本方向に沿って、中小企業活性化施策を展開

1. 中小企業による自らの成長を目指す取組の円滑化

- ①将来において成長発展が期待される分野における参入・事業活動の促進
- ②県民の安全・安心に配慮した事業活動の促進
- ③海外における円滑な事業展開の促進

2. 中小企業の経営基盤の強化

- ①中小企業の事業活動を担う人材の確保・育成
- ②中小企業の経営の安定・向上
- ③創業・新事業の創出の促進
- ④中小企業者が供給する物品・役務等への需要の増進

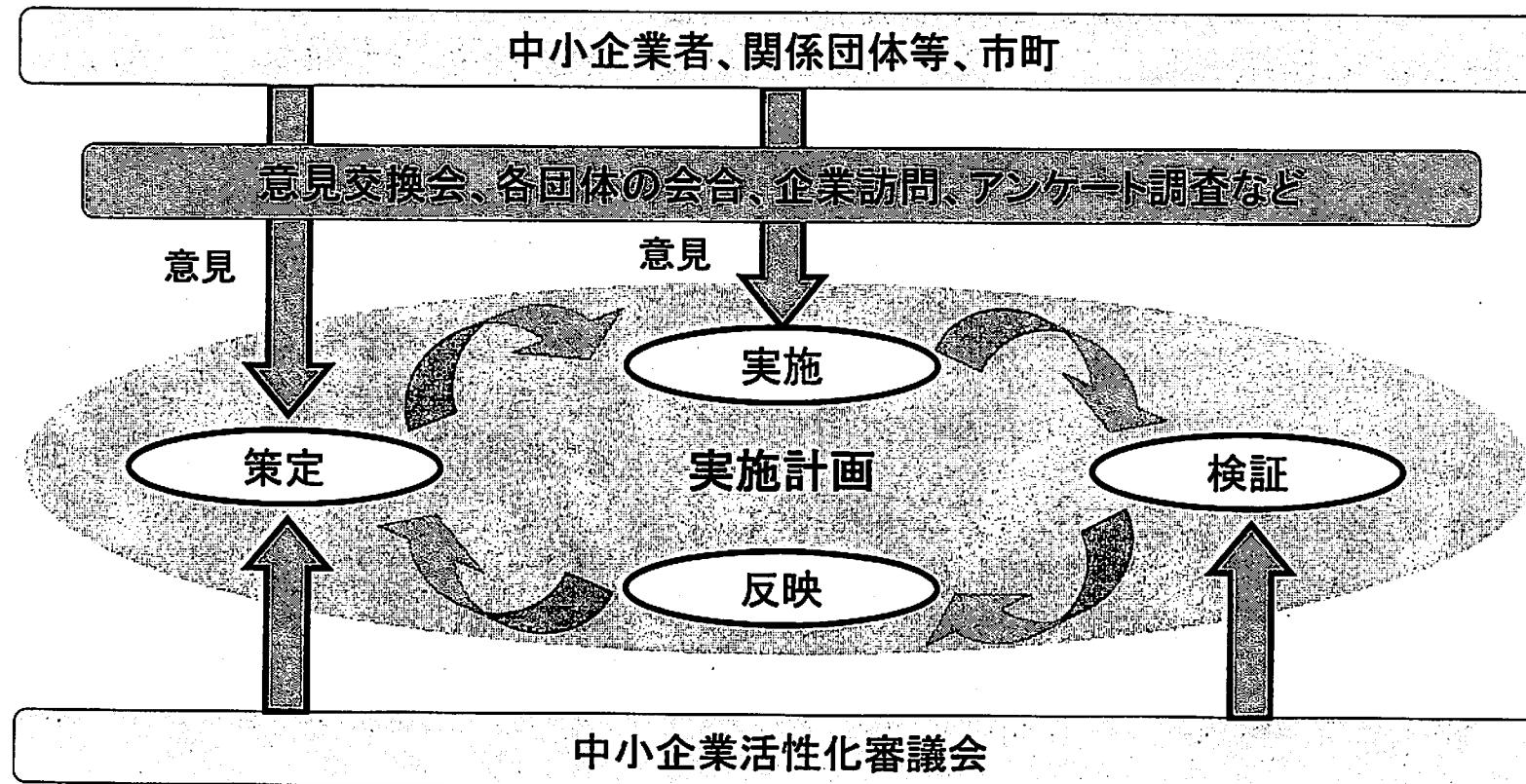
3. 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化

- ・ものづくり産業、小売商業・サービス業、観光その他の産業分野の特性に応じた中小企業の事業機会の増大

条例の特徴3 推進の仕組み

条例の実効性を確保するための仕組みを設け、着実に施策を実施

- 中小企業の皆さんをはじめ、関係団体、市町などの意見をお聴きしながら、活性化施策を策定し、実施します。
- 活性化施策をまとめた毎年度の実施計画に基づき、着実に活性化施策を推進します。
- PDCA(Plan Do Check Action)サイクルにより、実施計画の実施状況を検証し、次の施策に反映します。



平成27年度の滋賀県の中小企業の活性化に関する取組

1. 中小企業活性化施策実施計画の策定ならびに着実な実施

■ 県の中小企業の活性化に関する方針や施策をまとめた「平成27年度滋賀県中小企業活性化施策実施計画」を策定

→事業総数：218事業、総事業費：約225億円

★①「小規模事業者への支援」

②「地域資源の活用の促進等による『地域における経済循環の強化』

創業および新事業創出の促進等による『イノベーションの創出』」

③「女性および若者の活躍推進」の3項目を重点事項として取り組む

★条例に基づく中小企業の活性化に関する施策を着実に展開していくために設置した「中小企業活性化推進基金」ならびにまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策をはじめとした国の施策を活用し、新規事業や拡充事業等を展開

2. 中小企業活性化施策実施計画の検証の実施ならびに施策への反映

■ 平成26年度の滋賀県中小企業活性化施策実施計画の実施状況を検証し、新たな施策に反映させるPDCAサイクルを展開

3. 部局横断体制による全庁を挙げた施策の推進

■ 引き続き、知事を本部長とし、関係部局長で構成する「中小企業活性化推進本部」を設置し、全庁挙げて関係施策を推進

平成27年度の主な施策① 中小企業による自らの成長を目指す取組の円滑化（第8条第2項）



ア 将来において成長が期待される分野における参入および事業活動の促進

・滋賀の強みを活かす5つのイノベーション創出支援事業【52,483千円】

産業振興ビジョンに掲げる5つのイノベーションをテーマにして、県内中小企業、大学、経済団体等からビジネスモデルを公募し、本県経済を牽引すると見込まれる効果の高い事業に対して、その提案内容やステージに応じて、技術開発や実証実験、試作品・サービスの開発、市場調査、販路開拓等の取組を総合的に支援する。

新規事業

新規

補充

・ウォーターバレー滋賀・水環境ビジネス推進事業【19,500千円】

本県の水環境保全への産学官民の取組「琵琶湖モデル」を発信し、水処理関連企業や情報等の集積をめざすとともに、「しが水環境ビジネス推進フォーラム」の活動を通して具体的な事業を創出・展開し、ビジネス推進を図る。

新規

小規模

・クリエイティブ産業活用モデル創出事業【3,900千円】

クリエイティブ産業が有する高付加価値化の要素を県内に集積する産業と融合させることで、より訴求力のある県産品の創出を目指すとともに、県内クリエイティブ産業の振興を図るため、クリエイティブ企業と異業種のビジネスマッチング会等を行う。

イ 県民の安全および安心に配慮した事業活動の促進

・「おいしが うれしが」キャンペーン推進事業【3,800千円】

「地産地消」を推進するため、「おいしが うれしが」推進店への登録の呼びかけ、情報発信等を行う。あわせて、推進店を巡るラリー企画の実施により、消費者ニーズを把握するとともに、生産者と推進店の連携をより強化するための食材交流会を開催する。

補充

ウ 海外における円滑な事業の展開の促進

・海外展開支援事業【16,132千円】

(公財)滋賀県産業支援プラザ内に貿易や海外投資等に関する相談窓口を設置するほか、ベトナムホーチミン市と締結した覚書に基づき、当該地域におけるビジネス展開を重点的に支援するなど、中小企業の海外に向けた事業展開を支援する。

基金事業

補充

小規模

平成27年度の主な施策②

中小企業の経営基盤の強化（第8条第3項）

ア 中小企業の事業活動を担う人材の確保および育成

・企業における女性活躍推進事業【1,000千円】

企業における女性の活躍を促進するため、経営者、働く女性のそれぞれの対象に働きかけるセミナーを開催する。

新規

・ワーク・ライフ・バランス推進事業【2,699千円】

ワーク・ライフ・バランスの普及啓発および実践支援を行う中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進員を設置し、中小企業関係団体と協働でセミナーの開催や企業訪問指導によるモデル事例の発信を行い、中小企業関係団体の主体的な取組を促進する。

基金事業

小規模

・ものづくり人材育成事業「(仮称)滋賀ものづくりカイゼンセンター」【5,708千円】

ものづくり企業に対し、いわゆる「カイゼン」による生産性の向上や経営基盤の安定を図るため、「カイゼン」を学ぶスクール事業と「カイゼン」インストラクターを派遣する事業を実施する。

基金事業

新規

・滋賀発の産業・雇用創造推進プロジェクト事業【221,100千円】

戦略産業として位置付ける分野における県内企業の人材育成や新分野への進出、研究開発等による事業拡大を支援することにより、安定的に良質な雇用の創出を図る。

新規

・ふるさと滋賀就職応援事業(地方創生先行型)【24,228千円】

県内外の若年求職者等に対して、県内中小企業の魅力を発信するとともに、両者が出会う場を提供することにより、県内中小企業の人材確保と若者の地元就職を促進する。

新規

新規

・専門高校プロフェッショナル人材育成事業【4,085千円】

専門高校において、社会の変化や産業の動向に対応した、高度な知識・技能を身につけ、各専門分野の第一線で活躍できる地域人材を育成する。

新規

イ 中小企業の経営の安定および向上

・中小企業振興資金貸付金【13,418,000千円】

中小企業者・小規模事業者の金融の円滑化、経営の安定、経営体質の改善等に必要な資金の貸し付けを行う。

概要

小規模

・中小企業振興資金信用保証料軽減補助事業【151,891千円】

中小企業振興資金貸付金の一部資金において、中小企業者等の保証料負担の軽減を図るため、保証料の引下げを行う。

概要

小規模

平成27年度の主な施策②

中小企業の経営基盤の強化（第8条第3項）



ウ 中小企業の創業および新たな事業の創出の促進

・滋賀の資源をつなぐ絆プロジェクト推進事業【8,000千円】

新規

小規模

地域における経済循環の促進を図るために、関係団体との協働により、県内企業間のマッチングを行い、滋賀の様々な技術や商品、サービス、地域資源等のつながりの中から、暮らしの安全・安心を支え、また、地域の魅力創造につながる新たなビジネスモデルの創出に取り組む。

・滋賀発創業・新事業促進事業【21,474千円】

創生事業

新規

小規模

ビジネスプランコンテストの開催により、県内における創業・新事業の発掘を図るとともに、県内インキュベーション施設を活用し創業・新事業に取り組む者の成長を促進するため、展示会等への出展費用を補助する販路開拓支援を実施する。

・地域の創業応援隊事業【5,900千円】

新規

小規模

起業家の発掘から成長までを支援できる人材を養成し、地域の新たな需要や雇用を生み出す起業の促進を図る。

・しが新事業応援ファンド【一千円】

小規模

地域ブランド力の強化や地域経済の活性化を図るため、県、金融機関等が(公財)滋賀県産業支援プラザに貸し付けたファンド資金を活用し、地域資源を活用して新しい商品やサービスの開発に取り組む中小企業等を支援する。

エ 中小企業者が供給する物品、役務等に対する需要の増進

・滋賀の“ちいさな企業”魅力発信事業【6,000千円】

新規

小規模

県内各地域において、魅力的な製品やサービスを提供している“ちいさな企業”的活性化を図るために、県民等がお薦めする“ちいさな企業”を募集し、推薦された企業の事業内容や魅力等について、Webを活用して情報発信を行う。

・滋賀県産品県庁率先活用推進事業【500千円】

新規

地域における経済循環を促進するため、県において、滋賀らしい価値観を持つ商品等の率先購入に取り組むとともに、県内外への発信に努める。

・新商品パイオニア認定商品トライアル購入事業【1,000千円】

基金事業

小規模

中小企業による新商品開発への取組を支援するため、滋賀県新商品パイオニア認定制度等で認定した新商品を県がトライアル購入する。

平成27年度の主な施策③

産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化（第8条第4項）

ア ものづくり産業を担う中小企業の事業機会の増大

-ちいさなものづくり企業等成長促進事業【9,000千円】

基金事業

小規模

ものづくりに携わる中小企業・小規模事業者が必要とする情報収集や、受発注体制についての取組、自社分析について支援を実施することで、企業の自立的・持続的な成長を促進する。

-「こんなところに滋賀の技術」発信事業【1,600千円】

基金事業

新規

本県モノづくり企業の有する優れた製品や技術の情報を冊子に取りまとめ、広く県内外企業等に発信する。

イ 小売商業およびサービス業の振興を通じた中小企業の事業機会の増大

-商店街等空き店舗活用マッチング支援事業【2,000千円】

基金事業

小規模

しが空き店舗情報サイト「AKINAしが」の効果的な運用により当サイトの一層の利活用を図るとともに、登録した店舗について商店街・地域のニーズに合った借り手とマッチングさせるモデル事業を展開することにより、商店街の空き店舗の有効活用と小規模事業者の創業を促進する。

-魅力あるお店創出支援事業【1,700千円】

基金事業

新規

小規模

商店街における魅力あるリーディング店舗の創出につなげるため、開業希望者を発掘・育成する創業支援セミナー、受講者を具体的な開業に導くフォローアップ、財政的な支援により、リーディング店舗の創出を図ることで、開業者の発掘・育成、独り立ちまでを一貫して支援する。

ウ 観光客の来訪および滞在の促進による中小企業の事業機会の増大

-観光消費喚起事業【1,271,387千円】

基金事業

新規

滋賀の名物商品の購入や、県内施設での宿泊に対して助成を行うことにより、本県への誘客を促進するとともに、県内における観光消費の拡大を図る。

エ その他の産業分野の特性に応じた中小企業の事業機会の増大

-滋賀の卸売市場活性化推進事業【500千円】

基金事業

新規

卸売市場等が連携して実施する、卸売市場の体质強化や連携活動、実需者のニーズと生産をつなぐ取組、卸売市場に対する県民の理解を深める活動に対して支援を行い、取扱量の拡大等による卸売業等の活性化を図る。

-建設産業魅力アップ事業【30,800千円】

基金事業

補充

若年者および女性の建設産業への入職促進を図るために、広くその魅力を発信する。また、失業者等を雇用し、座学研修や職業訓練を通じて建設産業への就業支援を推進するとともに、相談・指導事業を実施し、建設産業の活性化を図る。

平成27年度の主な施策④

中小企業者および関係団体等の有機的な連携の促進（第9条第1項）



・農商工連携推進事業【1,000千円】

基金事業

拡充

小規模

中小企業者が、本県の農林水産業者と連携し、新商品の開発・事業化することを促進するため、両者のマッチングを支援する。

・滋賀の“ちいさな企業”応援月間事業【1,900千円】

基金事業

拡充

小規模

小規模企業を中心とした“ちいさな企業”向け施策について周知等を図るため、10月の「滋賀の“ちいさな企業”応援月間」において、関係機関と連携してフォーラムや施策説明会、相談会等を開催する。

・中小企業活性化推進事業【700千円】

基金事業

拡充

小規模

「条例」の普及啓発、中小企業者等の意見の反映の推進と中小企業活性化施策の周知を図るため、意見交換会や企業訪問等を実施するとともに、分かりやすい実施計画の説明資料等を作成する。

平成26年度の条例・施策の周知・意見交換等の取組

1.条例・施策等の周知

- 商工観光労働行政施策説明会による周知(4月)
- 各商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等の総会、説明会等における周知(計35回)
- テレビ・広報媒体による周知
 - 県政広報番組「テレビ滋賀プラスワン」による周知
地域を支える！ちいさな企業の大きな力～10月は滋賀の“ちいさな企業”応援月間～(10/4) ほか
 - 滋賀のいきいき産業広報番組「エール！～滋賀でがんばる企業を応援します～」による周知
滋賀の女性起業家の挑戦(10/6)、起業・新事業へのサポート体制(10/13) ほか
 - 施策の分かりやすい紹介冊子(ご活用ください！中小企業のみなさんを応援します)による周知
商工団体や市町、県内金融機関284店舗への配布等

2.団体や地域に出向いての意見交換会

- 関係団体等に広く呼びかけ、団体等の会合に出席して条例や平成26年度の実施計画等について説明し、意見交換を実施(計19回)
- 県内7ブロックごとに「地域における経済・雇用情勢に関する意見交換会」を開催し、商工会議所、商工会、市町、職業安定所、金融機関、産業支援プラザとの意見交換を実施(6月～8月 計7回)
- 制度融資についての商工会議所・商工会との地域別意見交換会 (6月～8月 計7回)

3.職員による企業訪問の実施

- 条例制定前から取り組んできた職員による企業訪問を継続して実施。施策の分かりやすい紹介冊子等を持参し、条例・施策の普及啓発に取り組むとともに、企業の抱える課題や県の施策への要望、現在策定中の(仮称)滋賀県産業振興ビジョンに対する意見等について、中小企業等の声を聞く。

4.アンケート調査の実施

- 中小企業へのアンケート調査の実施(8月～9月)
商工団体の会員企業700社を対象に、中小企業活性化施策に対する意見聴取を実施